

「令和6年度秋田県大雨災害義援金」募集要綱（第3版）

社会福祉法人 秋田県共同募金会

1 趣旨

令和6年7月24日から的大雨により、秋田県内の広範囲にわたって床上浸水等の被害が発生しました。

社会福祉法人秋田県共同募金会（以下「本会」という。）は、この大雨で被災された方々の生活支援等を図るため、災害義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和6年度秋田県大雨災害義援金

3 受付期間

令和6年8月1日（木）から令和6年12月27日（金）まで

4 義援金の受付方法

(1) 振込・振替の場合

金融機関	口座番号	口座名義
秋田銀行 本店営業部	(普)902756	社会福祉法人秋田県共同募金会
ほくと 北都銀行 本店営業部	(普)304416	社会福祉法人秋田県共同募金会
ゆうちょ銀行	00120-6-605771	秋田県共募令和6年度秋田県大雨災害義援金

※ お振込の際は、窓口にて「令和6年度秋田県大雨災害義援金」である旨申し出てください。上記金融機関の本店及び支店からの振込みは、令和6年12月27日まで無料となります。

(2) 現金書留の場合

【あて先】

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館2階
社会福祉法人 秋田県共同募金会

※ 現金書留用封筒に「救助用郵便」と明記してください。郵便料金が令和6年12月27日（金）まで無料となります。

(3) 現金の場合

本会事務局で受け付けます。（平日午前9時から午後5時まで）

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館2階
社会福祉法人 秋田県共同募金会

5 義援金の配分

秋田県、日本赤十字社秋田県支部、本会などで構成される令和6年度秋田県大雨災害義援金募集・配分委員会で決定し、被災市町村を通し被災者に配分されます。

6 義援金の税法上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関から受け取る半券(振込金受領書等)に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へ直接ご連絡ください。後日、領収書を送付します。

また、都道府県共同募金会におかれましては、貴会の受付分で本会発行の領収書が必要な場合は、別様式「領収書希望者名簿」に記載のうえ本会へ送付ください。後日、名簿に記載の送付先に領収書を送付します。

【該当する税制優遇措置】

- ① 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ② 地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみの取り扱いとし、救援物資・物品は取り扱いません。

8 問い合わせ先

社会福祉法人 秋田県共同募金会

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館2階

電 話：018-864-2821

F A X：018-895-7513

E-mail akita@akaihane-akita.or.jp